

1 4 選 挙

◆代理投票及び点字投票

内 容	各投票所（期日前投票所含む）では、体が不自由などのため投票用紙への記載ができない方に、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方は点字による投票ができます。 各投票所で投票の受付時に申し出てください。
問い合わせ先	伊那市選挙管理委員会事務局 電話：0265-78-4111（内線）2851

◆郵便等による不在者投票（代理記載制度）

内

容

○郵便等による不在者投票

投票に行くことの困難な身体障害者は、市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、在宅のまま郵便等による不在者投票が認められます。

障害	等級	該当する障害程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
両下肢							
体幹							
移動機能							
心臓							
腎臓							
呼吸器							
膀胱							
直腸							
小腸							
免疫							
肝臓							

○代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（上図参照）で、かつ、自ら投票の記載をすることができない方（上肢又は視覚の障害の程度が1級の方）は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有するものに限る）により、投票の代理記載ができます。

※上肢、視覚の障害が1級であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（上図参照）でなければ、代理記載による郵便等投票を行うことはできません。

詳しくは、伊那市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先

伊那市選挙管理委員会事務局 電話：0265-78-4111（内線）2851